

# 「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」の手続きについて（令和8年度）

## 1 目的

施設等利用給付認定は、特定の保育施設等（下記、対象施設を参照）を利用する保護者が、施設の利用前に本手続きに基づく認定を受けることで、経済的負担の軽減につなげることができる制度です。

## 2 対象者

- (1) 4月1日時点で3～5歳児クラスに該当する対象施設利用者
- (2) 4月1日時点で0～2歳児クラスに該当し、住民税非課税世帯である対象施設利用者

※非課税世帯を判断する住民税の年度は、対象施設を利用する年月により異なります。

例1) 利用年月が令和7年9月～令和8年8月の場合→令和7年度 住民税

例2) 利用年月が令和8年9月～令和9年8月の場合→令和8年度 住民税

## 3 対象施設

認証保育所、認可外保育施設、病児・病後児保育、訪問型病後児保育、区外の一時保育

※詳細はご利用予定の施設へご確認ください。

※認証保育所及び認可外保育施設は、120時間未満の利用の場合（月ぎめ契約をしない場合）は、本認定なしで助成を受けることができます。詳細は私立保育所係（03-5654-8297）へご確認ください。

※葛飾区では、令和7年9月より施設等利用給付認定を受けていなくても幼稚園の預かり保育等の利用料の助成を受けることができるようになりました。ただし、施設によっては、施設等利用給付認定を必要としている場合があるため、詳細はご利用予定の施設へご確認ください。

## 4 提出方法・提出先

郵送又は持参

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所4階401

保育課 入園相談係 あて

※保育の必要性について要件を満たしている場合、区が申請書を受領した日の翌日以降を「認定開始日」として認定を行います。受領日以前にさかのぼっての認定は行いません。助成は認定を受けていることが前提となりますので、余裕をもって申請してください。

## 5 申請に必要な書類

- (1) 必ず提出するもの

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ② 個人番号（マイナンバー）の「番号確認」及び「本人確認」のため書類※1

|                                |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 番号確認に必要な書類                     | ： 申込者（保護者）の方のもの（以下のうち、いずれか1点） |
| ・個人番号カード（表・裏）                  | ・通知カード                        |
| ・個人番号が記載された住民票の写し              |                               |
| 本人確認に必要な書類                     | ：申込者（保護者）又は代理で申請にいらした方のもの     |
| (A) 1点でよいもの（公的機関が発行した顔写真入りのもの） |                               |
| ・個人番号カード（表）                    | ・運転免許証                        |
| ・旅券（パスポート）                     | ・身体障害者手帳                      |
| ・在留カード                         | 等                             |
| (B) 2点必要なもの                    |                               |
| ・介護保険被保険者証                     | ・生活保護受給者証                     |
| ・税金等、公共料金の領収書                  | 等                             |

※1 子育て支援窓口にて直接申請する場合は、窓口で確認させていただきますので写しは不要です。

③ 保育の必要性を確認するための資料

証明書類は申込日より3か月以内に発行されたものに限ります。

父母いずれもが、下表の事由いずれかに該当する必要があります。

父母とマンション・アパート等同一の建物（別の居室含む）に居住する20歳以上65歳未満の親族（内縁含む）の分も必要です。世帯が別であっても、同一建物内に住む場合は提出が必要です。

| 保育の必要性の事由 |   | 認定有効期間      | 添付書類及び注意事項  |
|-----------|---|-------------|---|
| 就労        | *就労の最低基準は、常態として月48時間（目安として週3日かつ日中4時間）働いている場合です。<br>外勤（法人格を有している自営業含む） | 就労している期間    | 「就労証明書」…就労先の人事担当が記載したものに限ります。   |
|           | 自営業（個人事業主）・内職（親族が経営主の場合を含む）   |             | 「就労証明書」<br>自営業の方は、直近の「確定申告書（第一表・第二表）」か「源泉徴収票」の写し<br>または仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等、開業していることが確認できるパンフレット、チラシ等の写し）<br>内職の方は、受注伝票や内職収入がわかる資料<br>これらの書類が不足の場合、求職活動と同等とみなします。 |
| 妊娠・出産     | 出産（予定）月とその前後2か月ずつの計5か月  |             | 「申立書」及び「親子（母子）健康手帳（分娩予定日の記載箇所）」の写し  |
| 疾病・障害     | 事由が生じている期間  |             | 「申立書」及び「診断書（保育に当たることができない旨が記載されていること）」の写し又は「各種手帳（カードの場合は両面）」の写し   |
| 介護・看護     | 事由が生じている期間  |             | 「申立書」及び「通院や介護の状況がわかる資料」   |
| 災害復旧      | 保育を必要とする期間  |             | 「申立書」及び「り災証明書」の写し   |
| 求職活動      | 内定有り  | 認定開始月から3か月間 | 「就労証明書」…自営業の場合は仕事内容等がわかる資料（※自営業の方を参照）   |
|           | 内定無し  |             | 「申立書」   |
| 就学・職業訓練   | 事由が生じている期間  |             | 「申立書」及び「在学証明書」と「時間割」の写し   |

\*施設の新規入所にあたり、認定申請をする方で育児休業を取得中の場合、認定を受けた翌月の1日までに元の職場への復職が必要です。復職の確認が取れない場合、認定を取消すため無償化の対象外となります。ただし、施設への入所前に他の施設で保育の必要性の認定を受けている場合、復職不要です。

(2) 状況に応じて提出するもの

| 対象                             | 世帯の状況              |                       | 必要な提出書類  |
|--------------------------------|--------------------|-----------------------|--|
| 全年齢                            | 父母又は父母のひとりが不存在     |                       | 「児童扶養手当証書」・「ひとり親医療証」・「児童育成手当認定通知書」のいずれかの写し<br>これらに該当しない場合は、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」又は「離婚受理証明書」の写し、及び「世帯状況確認書」 |
| 0歳から2歳児クラスのお子さん（非課税世帯であることの証明） | 生活保護世帯             |                       | 生活保護受給証明書  |
|                                | 令和8年4月～8月の認定申請     | 令和7年1月1日現在区内に住所のなかった方 | 令和7年度 住民税非課税証明書※2<br>(父・母の状況がわかるもの)  |
|                                | 令和8年9月～令和9年3月の認定申請 | 令和8年1月1日現在区内に住所のなかった方 | 令和8年度 住民税非課税証明書※2<br>(父・母の状況がわかるもの)  |

※2 同居の祖父母等が課税されている場合、その方を家計の主宰者と扱うことがあるため、祖父母等の証明書が必要な場合があります。

【認定に関する問合せ】

葛飾区保育課入園相談係

TEL：03-5654-8278～9（直通）

【助成に関する問合せ】

葛飾区子育て施設支援課私立保育所係

TEL:03-5654-8297（直通）